

## 会 議 録

会議の名称	令和 2 年度 第 2 回飯塚市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	令和 2 年 12 月 21 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分
開催場所	飯塚市役所本庁 5 階研修室
出席委員	福澤委員、茅野委員、上田委員、大熊委員、新開委員、須堯委員、田中委員、荻野委員、岸本委員、宮崎委員、横山委員、岡本委員、奥山委員、深町委員 計 14 名
欠席委員	穂坂委員、石川委員 計 2 名
事務局職員	村上農林振興課長、大塚農業振興係長、河原 計 3 名
会議内容	<p>1 農業振興地域整備計画の見直しについて</p> <p>事務局：現在飯塚市では平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年をかけて農業振興地域整備計画の見直しを行っております。農業振興地域整備計画については農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、おおむね 5 年ごとに現況及び将来（概ね 10 年）の見通しについて基礎調査を行うものとされています。</p> <p>基礎調査に基づき作成したものが基礎調査資料となります。基礎調査資料につきましては、農業センサスなどの統計調査資料、市が策定している各種計画、各種補助事業などすでに公表、実施しているものをまとめたものであり、その作成方法は福岡県の農業振興地域制度に関するガイドラインに基づいています。基礎資料は全 12 章で構成されており、飯塚市の人口、農業者、農業関連の動向の現在および今後の見通しについて記載したものとなっています。構成については県のガイドラインに基づいており、根拠数値については各種統計調査（農業センサス、国勢調査）、飯塚市資料に記載された数値を調べて記載したものです。</p> <p>基礎調査資料に基づき作成したものが農業振興地域整備計画となります。基礎資料をまとめたものであり、農用地区域として利用すべき土地の区域（農用地利用計画）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定め、関係各課の開</p>

発構想を記載したものとなります。

農用地利用計画については次の方針に基づき見直しを行っています。

- ① 旧1市4町で異なった農用地区域の管理方法の統一化
- ② 最新の土地台帳を用いた地番の整理
- ③ 現に農用地区域として指定している土地については、原則として継続して指定する。ただし、各種調査の結果、次の農用地区域は編入、除外する。

ア) 現況が森林原野化した農地の除外

山林化した農地について、現地調査を実施しております。単純に山林原野化している農地を全て除外するわけではなく、山際で荒廃の程度が特に大きい農地等、周辺の状況等を鑑みながら、除外することで周辺の農地に悪影響が出ない場合に限り除外候補地としています。

イ) 集団化していない農地（連たん性のない農地・狭小農地等）の除外

ウ) 公共事業により道路等となった農地の除外

エ) 各種農業用施設について編入を実施

オ) 助成金の交付対象地については除外すると、交付金の返還となることから除外しない

見直しの結果、現在の飯塚市の農用地区域面積が2225ha、編入が3ha、除外が124ha、となり差し引き121haの減となり見直し後の面積は2104haとなっています。

今後のスケジュールとしましては、関係機関への意見聴取、県への意見照会、告示縦覧を経て、令和3年3月頃に計画策定を完了したいと考えています。

議長：ご意見、ご質問、異議等あれば発言を求めます。

A 委員：農用地利用計画にある用途区分とは何でしょうか。

事務局：農用地区域には用途区分が定められています。基本的には農地・農業用施設・採草放牧地にて用途区分が定められています。

A 委員：農業用施設のなかで農用地区域に指定されていないものはあるのですか。

事務局：基本的に指定されています。

B 委員：農用地区域指定について回覧を行うのですか。

事務局：告示・縦覧を行いますので回覧はしません。

B 委員：異議があれば異議申し出できるのですか。個別に除外するこ

とは可能なのですか。

事務局：異議申し出は可能ですが、個別に転用希望がある方の分については、年3回、除外申し出の受付を行っていますので、その中で申し出を行っていただきたいと思います。

C 委員：相続者が農地を相続した場合で、相続者が市外居住者であれば管理ができないことから、農用区域に指定された農地を売却、宅地等への転用を検討すると思います。その場合はどうするのですか。

事務局：農用区域に指定された農地を転用される場合は、申し出者の申し出内容に基づき、農振法に沿って除外を検討することとなります。単に、管理ができないという理由で除外することはできません。

C 委員：今後、農用区域に指定された農地において荒廃農地が増加すると思います。

事務局：荒廃農地が増加しないように、農林振興課及び農業委員会にて、農地の集積など対策を行っていききたいと思います。

C 委員：農地は個人の財産ですので、財産活用方法の決定権は所有者にあります。管理できない農地については処分したいとの意見が多いと思いますので、荒廃した農地を全て集積していくのは困難であると思います。

事務局：法律に基づき農地を守ることとなっていますが、そうした意見もあることは承知しています。

C 委員：荒廃した農地を転用したいなどの意見があったとしても、農用区域に指定された農地で、農用区域の中心にある農地を除外することは不可能だとは思いますが、しかし、今後、そうした農地において、荒廃農地が増加していく可能性があります。

B 委員：意見を計画に反映させることは可能なのですか。

事務局：意見の内容によりますが、農振法に基づき判断を行うこととなります。

B 委員：土地改良が実施されている場合は理解できますが、それ以外の樹園地や採草放牧地がいつの間にか農用区域に指定された農地となっている場合があります。

事務局：そうした箇所は優良農地として指定されていることから、今後も継続指定します。ただし、各種調査の結果、農地の集積に支障がなく、農地への復旧が困難な山林化した農用区域に指定された農地については、除外候補地としています。

B 委員：山中にある農用区域に指定された農地の中には、ほ場整備

	<p>を実施した箇所がありますが、荒廃した農地については見直す必要があると思います。</p> <p>A 委員：今回の計画の中で、個別案件にて除外したのち、転用を行っていない農地を農用地域として再指定しているのですか。</p> <p>事務局：案件としては数件ございましたが、現在、転用相談を行っている箇所もあったことから再指定は行っていません。</p> <p>D 委員：農用地域に指定された農地において耕作放棄地が増加しています。農地を集積するにしても地元では限界があり、非農家の方がそうした農地を相続すれば、より集積は困難となります。農家に耕作してもらうのではなく、地元の生産組合などで、年数回、農地管理を行うという形で所有者と合意できれば、耕作放棄地の解消につながると思います。その他にも、地元の方に管理費を払い、農地を管理していくなどの方法もあると思います。農用地域に指定された農地が虫食い状に開発されるのを防ぐための具体的な対策が示されていませんので、事務局として農地を守っていく方策を考えていく必要があると思います。</p> <p>事務局：農林振興課のみでの解決は困難でありますので、農地パトロールを行っております農業委員会事務局と連携し、打開策を検討していきたいと考えています。</p> <p>議長：その他意見等、ございませんか。</p> <p>委員：(多数) 異議なし。</p> <p>議長：それでは本件については承認すべきものいたします。</p> <p>2 その他について</p> <p>議長：事務局及び委員の皆様から何かございましたら発言を求めます。</p> <p>D 委員：非農地証明の考え方について改めていく必要があると思います。</p> <p>事務局：非農地証明については農業委員会にて議論すべき案件であると考えます。</p> <p>議長：その他意見等、ございませんか。</p> <p>委員：(多数) 異議なし。</p> <p>議長：それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を終了いたします。</p>
会議資料	

公開・非公開の別	1 公開 (傍聴者 0人)	2 一部公開	3 非公開
その他			